

令和3年4月26日

昭島市立小・中学校
保護者の皆様

昭島市教育委員会

緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について（依頼）

平素より、昭島市の学校教育にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

国の緊急事態宣言発出を受け、東京都教育委員会からも緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底が示されたところです。

昭島市教育委員会におきましても、学校内外における感染症対策を徹底し、下記のとおり教育活動を行ってまいります。ご家庭におかれましても、本人及びご家族に体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養することや感染症対策を徹底し、お子様やご家族をはじめ地域の安全・安心を守ることができるよう、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 学校運営について

※感染防止対策を徹底しながら継続する。

2 児童・生徒に対する指導について

※基本的感染症予防策を徹底する。

- ・3密の回避、正しい手洗い、手指消毒、咳エチケット（マスクの着用）、30分に1回以上の換気で感染を防止する。
- ・毎朝検温、健康観察を行う。体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養する。
- ・教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）を行う。
- ・放課後は速やかに帰宅し、感染防止に努める。

※感染防止対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は実施しない。

（例）

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭科における調理実習
- ・体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

3 学校行事について

※児童・生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事、校外での活動、保護者が参集する活動は実施しない。

- ・土曜授業は実施するが、保護者への公開は行わない。
- ・他校と連携した引き取り訓練等や、保護者が参集する取組は延期する。
- ・離任式等を計画している場合は、全校や異学年の児童・生徒が一堂に集まるやり方をせず、放送や録画等で行うよう工夫する。
- ・校外学習・社会科見学は、交通手段や行き先に関わらず実施しない。
- ・保護者会は、一堂に集まらず、書面（文書）開催とする。

（裏面あり）

4 宿泊行事について

※緊急事態宣言期間中は実施せず延期とし、年度内に実施できるようにする。

- ・日光移動教室、中学校の修学旅行で5月中に出発を予定している学校は、延期する。
5月以降の実施を予定している学校は、緊急事態宣言の状況を見て随時、実施の可否を判断する。

5 部活動について

※緊急事態宣言期間中は、全ての部活動は中止する。大会・コンクールへの参加、対外試合、合同練習等も実施しない。ただし、大会については、各市の動向及び中体連等の今後の方針に注視しながら、場合により都立学校の対応に準ずることとする。

6 家庭における感染症対策について

※緊急事態宣言期間中は、感染症予防策を徹底する。不要不急の外出を自粛し、都県境を越える外出や旅行、帰省はしない。

- ・昼夜、屋内外を問わず、家族以外の方との会食を自粛する。
- ・3密の回避、正しい手洗い、手指消毒、咳エチケット（マスクの着用）、30分に1回以上の換気で感染を防止する。
- ・毎朝検温、健康観察を行い、家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒を無理せず休養させる。

7 その他

- ・これらの取組については、新型コロナウイルス感染状況や東京都の方針等により変更もありうる。

【担当】昭島市教育委員会

指導課長 小林 邦子

統括指導主事 佐々木 光子

電話 544-5111 内線 2241